

府政共生第 351 号  
26 初幼教第 39 号  
雇児総発 0331 第 1 号  
雇児職発 0331 第 2 号  
雇児保発 0331 第 2 号  
雇児母発 0331 第 7 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県民生主管部（局）長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

淵 上 孝

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

古 川 夏 樹

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長

蒔 苗 浩 司

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

朝 川 知 昭

（印影印刷）

( 印影印刷 )

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について  
( 通知 )

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ( 平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。 ) により、小規模保育事業 ( 利用定員が 10 人以上のものに限る。以下同じ。 ) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び幼保連携型認定こども園を運営する事業を社会福祉法 ( 昭和 26 年法律第 49 号 ) 第 2 条第 3 項の第二種社会福祉事業として位置づける規定が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、また、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法 ( 平成 24 年法律第 65 号 ) 第 59 条第 1 号に規定される事業 ( 以下「利用者支援事業」という。 ) が、社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号の「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当する事業として第二種社会福祉事業に位置づけられることから、その取扱いを下記のとおりまとめたので遺漏なきを期するとともに、貴管内の市町村、関係団体等に対して遅滞なく周知し、関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は社会・援護局と協議済みである旨、申し添える。

また、この通知は、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 事業者の義務

#### ( 1 ) 第二種社会福祉事業を営む者としての事業開始届出義務について

##### 社会福祉法上の届出が必要である事業

子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業を開始したときは、事業開始の日から 1 月以内に、都道府県知事に届け出ることが義務付けられている。届け出た事項に変更が生じた場合には、変更の日から 1 月以内に都道府県知事に届出の義務がある。事業廃止についても同様である。( 社会福祉法第 69 条 )

ただし、平成 27 年 4 月 1 日時点で、現に子育て援助活動支援事業及び利用者支援事

業を行っている者の事業開始届については、改正法の施行の日から起算して3月以内(平成27年6月30日まで)に行うことが望ましい。

なお、届出の内容については、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業については、社会福祉法上第69条第1項の規定に基づく届出であるので、同項に規定されている同法第67条第1項各号に掲げる事項となる。

#### 留意点

第二種社会福祉事業の届出は事業を営む者が行うことになるため、子育て援助活動支援事業又は利用者支援事業を市町村が実施する場合には、実施主体である市町村(委託の場合も含む。)が届出を行うことになる。

法人が指定都市及び中核市の域内でこれらの事業を行う場合にあっては、指定都市又は中核市に対して届出等を行うこととなる。なお、指定都市、中核市が事業主体となる場合には、届出義務は生じない。(指定都市については地方自治法施行令第174条の30の2第1項及び第3項、中核市については地方自治法施行令第174条の49の7第1項及び第3項)

なお、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業について、「届出様式例」(別添)を示すので、参考とされたい。

#### 社会福祉法上の届出が不要である事業

幼保連携型認定こども園を営む事業、小規模保育事業及び病児保育事業については、社会福祉法第74条の規定により、同法第69条第1項に基づく事業開始の届出については社会福祉法の適用除外の対象となっているが、これらの事業を開始する場合、小規模保育事業は児童福祉法第34条の15第2項の規定による市町村長の認可が、病児保育事業は同法第34条の18第1項の規定による都道府県知事への届出が、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第16条の規定による都道府県知事への届出(市町村(特別区を含む。)立幼保連携型認定こども園の場合)又は同法第17条第1項の規定による都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内に所在する場合は当該指定都市又は中核市の長)の認可(私立幼保連携型認定こども園の場合)が必要となるため留意すること。

ただし、国又は都道府県以外の者が行う病児保育事業に係る届出期間については、あらかじめ届け出ることとなっているが、整備法附則第7条第2項の規定により、整備法の施行(平成27年4月1日)の際限に病児保育事業を行っている当該者についての事業開始届については、整備法の施行の日から3ヶ月以内(平成27年6月30日まで)に行うこととされている。

また、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第17号)により、幼稚園型一時預かり事業等が創設されたところであるが、一時預かり事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の12の

規定により届出を行うこととなっていることから、社会福祉法第 74 条の規定が適用され、社会福祉法第 69 条の規定による届出は不要である。

なお、以下の事業についての認可申請又は届出の事項は次のとおり。

- ・ 小規模保育事業：児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 1 項各号
- ・ 病児保育事業：児童福祉法施行規則第 36 条の 38 第 1 項各号
- ・ 幼保連携型認定こども園を運営する事業：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項各号

#### 留意点

病児保育事業及び幼保連携型認定こども園を運営する事業について、市町村が事業を実施する場合には、実施主体である市町村が都道府県に届出を行うことになる。

法人が指定都市及び中核市の域内でこれらの事業を行う場合にあっては、指定都市又は中核市に対して届出等を行うこととなる。なお、指定都市、中核市が事業主体となる場合には、届出義務は生じない。(指定都市については地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項及び第 8 項、中核市については地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2 第 1 項及び第 3 項、認定こども園法第 16 条及び第 17 条第 1 項)

なお、病児保育事業について、「届出様式例」(別添)を示すので、参考とされたい。

#### (2) 社会福祉事業を営む者としての義務について

##### サービス利用者に対する情報提供努力義務

社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し、情報の提供を行うよう努めなければならない。

(社会福祉法第 75 条第 1 項)

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)第 28 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供を行っている場合には、社会福祉法第 75 条第 1 項の規定による努力義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

##### 利用契約の申込み時の説明の努力義務

社会福祉事業の経営者は、利用申込者に対し、契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。(社会福祉法第 76 条)

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、運営基準第 5 条第 1 項及び第 38 条第 1 項において、あらかじめ、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないとされていることから、この手続を行うことをもって、社会福祉法第 76 条の規定による努力義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

### 利用契約成立時の書面の交付義務

一般に第二種社会福祉事業の実施に当たっては、社会福祉事業の経営者は福祉サービスを利用するための契約が成立したときには、その利用者に対し社会福祉法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないが、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 16 条において免除する対象を規定しており、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業については同条の規定の対象となり、書面交付義務の対象から除外される。

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、運営基準第 5 条第 1 項、第 13 条第 6 項、第 38 条第 1 項及び第 43 条第 6 項において、あらかじめ、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないとされていることから、この手続を行うことをもって、社会福祉法第 77 条の規定による交付義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

### 質の向上のための自己評価等の努力義務

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第 78 条第 1 項）

なお、幼保連携型認定こども園については認定こども園法第 23 条及び認定こども園法施行規則第 23 条から第 25 条まで並びに運営基準第 16 条の規定による評価等を行っている場合、小規模保育事業については家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに運営基準第 45 条の規定による評価等を行っている場合には、社会福祉法第 78 条第 1 項の規定による努力義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

### 誇大広告の禁止

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。（社会福祉法第 79 条）

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、運営基準第 28 条第 2 項（第 50 条において準用する場合を含む。）の規定による義務を遵守している場合には、社会福祉法第 79 条の規定による義務を遵守しているものと取り扱って差し支えない。

## 2 事業の指導監督について

事業の適正な運営を確保するため、都道府県、指定都市及び中核市においては、各事業に係る法令や実施要綱等に基づき、事業が適切に実施されるよう、管内の市町村や事

業者への周知に努めるとともに、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合等は、必要に応じて施設への立入検査を行う等の指導監督を行うこと（小規模保育事業については、市町村長が指導監督を行うものである）。（社会福祉法第 70 条、児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項、第 34 条の 18 の 2 第 1 項及び認定こども園法第 19 条第 1 項）

以下の場合、これらの社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じることができるのでご留意願いたい。（社会福祉法第 70 条及び第 72 条、児童福祉法第 34 条の 17 第 4 項、第 34 条の 18 の 2 第 3 項及び認定こども園法第 21 条第 1 項）

子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業の経営者が、

- ア 変更の届出、事業廃止の届出をしない場合
- イ 報告徴収・検査に応じない場合
- ウ サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- エ 利用契約の成立時の書面の交付に係る規定に違反した場合
- オ 誇大広告の禁止規定に違反した場合
- カ 事業開始の届け出をせず、事業に関し不当に営利を図った場合

なお、事業経営の制限又は停止の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとなっている。

幼保連携型認定こども園を経営する事業、小規模保育事業及び病児保育事業の経営者については、社会福祉法第 74 条の規定により、社会福祉法上の指導監督に関する規定は適用除外となっているが、児童福祉法又は認定こども園法の規定による指導監督を行うことにより、当該事業の適切な運営が行われるように留意すること。

また、これらの規定のほか、エ及びオに違反したときは、社会福祉法第 72 条第 2 項の規定に基づき、これらの事業の制限又は停止を命ずること等ができる。

この場合、当該事業の制限又は停止の命令等に違反した者については、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとなっている。（社会福祉法第 131 条第 3 号）